

2026 年 8 月 10 日

株主各位

名古屋市守山区八剣二丁目 118 番地
株式会社サガミホールディングス
代表取締役社長 大西 尚真

株式分割に関する基準日設定公告

株式会社サガミホールディングス（以下、当社）は、2026 年 7 月 6 日開催の取締役会において、2026 年 8 月 31 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2026 年 8 月 30 日（当日は株主名簿管理人の休業日につき実質的には前々日の 2026 年 8 月 28 日）と定めましてので、公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、2026 年 8 月 31 日を効力発生日として、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を、現行の 100,000,000 株から 200,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 1 2026 年 8 月 31 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座に記録されることとなります。
- 2（1）住所変更・改姓名等各種手続きはお取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の特別口座管理機関にご連絡ください。

株主名簿管理人及び特別口座管理機関

照会先

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話：0120-782-031

（午前 9 時から午後 5 時まで。土・日・祝日等除く。）